

宇治市教育委員会臨時会会議録

日 時 平成26年3月10日(月) 午前8時 開議

場 所 宇治市役所 601会議室

会 議 日 程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期について
日程第3 議案第7号 教職員人事について

会議に付した事項 会議日程に同じ

出席者

(教育委員)

委員長職務代理者	金丸公一
委員	久富明宏
委員	中筋斉子
委員(教育長)	石田肇

(出席職員職氏名)

部 長	中谷俊哉	次長(兼教育総務課長)	村田匡子
教育総務課主幹	前田聖子		

開 会 (午前8時)

開会宣言 委員長職務代理者が3月教育委員会臨時会の開会を宣言する。

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
委員長職務代理者から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、久富委員を指名する。

日程第2 会期について

委員長職務代理者から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。

日程第3 議案第7号 教職員人事について

委員長職務代理者より、本件は人事案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定により非公開とする旨の提案があり、全会一致で決定する。

[説明] 本議案は、府費負担教職員の懲戒処分について、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に規定する懲戒理由に該当する行為をした市立学校教職員に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条第3項の規定に基づき、京都府教育委員会に内申するため提案するものである。

処分の事由は、当該講師が平成26年1月17日の授業中に、自席に座っていた女子生徒を教壇の前まで呼び、履いていたスリッパと足の間に携帯電話を挟み、教壇に来た当該女子生徒のスカート内を撮影しようとしたものである。

[質疑]

[委員] 当該講師が、本件以外に同様の行為をしたことはないのか。

[事務局] 生徒、保護者や同僚の教職員から、そういった疑わしい行為があったという話は出てきていない。また、本人も本件が初めてであると答えている。

[委員] 講師としての勤務歴はどれくらいか。

[事務局] 平成26年3月末までで丸3年となり、1年目は非常勤講師、2年目からは常勤講師として勤務している。

[委員] 刑事罰には該当しないのか。

[事務局] 警察にも相談したが、当該事象が発生した時点での京都府迷惑防止条例では、不特定多数の者の前で行った場合は該当するが、職場や学校で行った場合は該当しないこととなっている。ただ、京都府議会において、今後は職場や学校における行為についても条例に含めるよう審議される予定である。

[委員] 本人が行為を認めたのはいつか。

[事務局] 平成26年1月27日(月)である。

[委員] 当該事象が発生した直後に、携帯電話に画像が残っているか確認したのか。

[事務局] 同じクラスの別の生徒が当該事象を目撃し、他の教諭に報告した後、複数の教職員により当該講師の携帯電話を確認したが、盗撮に関わる画

像等は一切見つからなかった。

[委員] 1月27日に本人が行為を認めてから、処分開始の3月12日まで期間が空いているのはなぜか。

[事務局] 学校による事実確認のための聞き取り、市教委による聞き取り、その調査結果による京都府教育委員会による聞き取りがあり、時間がかかってしまった。予定では、明日3月11日に京都府教育委員会会議が開催され、そこで正式に処分が決定する。

[委員] 3月12日から3月30日までの停職という処分内容は、どう理解すればよいか。

[事務局] 本来であれば停職6ヶ月相当であるという判断が下されているが、講師の任用期間が1年単位であり4月1日から3月30日までという期間となっているため、本人の在任期間の末日までで処分を行うものである。

[委員] マスコミへはいつ発表するのか。

[事務局] 明日、府教委が処分を発表すれば、同日夕方にマスコミ発表されると思われる。

[委員] 発覚が遅れていた場合、処分期間がないということもあり得たのか。

[事務局] そうである。遡って処分する等の規定もない。

[委員] 今後同じような事象が発生しないよう、どのような対策を取るのか。

[事務局] 服務規律の徹底については、年度当初の校長会議や折にふれて指導しているところであるが、人間性に関わってくることであり、学校においても市教委においても難しい問題であり、長い目で細やかに検証していくしかないのではないかと考える。

[委員] 何が原因だったのか。

[事務局] 当該講師への聞き取りでは、クラブ活動の指導と受験シーズンが近づいてきたことによりストレスがたまっていたと答えている。

[討論]

[委員] この行為は、著しく生徒の人権を傷つけるとともに、生徒に対して範を示すべき教員として決して許されることなく、生徒、保護者及び市民の公教育に寄せる期待と信頼を裏切るものであり、教育公務員としての信用を著しく失墜させるばかりか、社会に与える影響は極めて大きくその責任は重大であるため、懲戒は然るべき処分であると考えます。

[採決] 採決の結果、全会一致で可決する。

閉会宣言 委員長職務代理者が3月教育委員会臨時会の閉会を宣言する。

閉 会 (午前8時20分)